

日衛連NEWS

Japan
Hygiene Products
Industry Association

発行 / 日本衛生材料工業連合会

特集

2008年度「市区町村における 廃棄物処理アンケート」調査結果報告

日本衛生材料工業連合会では1992年以来、各地方自治体の廃棄物処理担当部門協力のもとに「地方自治体から見た廃棄物中の紙おむつ」に関するアンケート調査を継続して行っています。今回は2009年1月に実施された「市区町村における廃棄物処理アンケート」の調査結果を通して、廃棄物処理に関する行政対応の状況と育児・介護などに使用された紙おむつの処理方法についてご紹介します。

地方行政の廃棄物処理に関わる背景

廃棄物関連の環境は、2000年4月に完全施行された「容器包装リサイクル法」を契機に3Rと呼ばれる循環型社会(リデュース=廃棄抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)へと転換しています。さらに近年では、いわゆる地球環境を考えたグローバルな施策が生活のあらゆる面で本格的に現実化してきたところです。

廃棄物処理を取り巻く環境も変化してきており、たとえば、環境省は平成20年6月に「ごみ処理基本計画策定指針」を策定。その中で“地球温暖化防止の観点から策定するのが望ましい”としています。また、その前年の平成19年には「廃棄物処理・3Rの推進による温室効果ガスの削減」を提示。それによると2004年度の廃棄物分野からの温室効果ガス排出量はCO₂換算で4790万トン。1990年度比では29%増となっています。これは日本の全温室効果ガス排出

量の約3.5%に当たります。一般廃棄物の燃焼による排出量では全廃棄物分野の4分の3に相当します。さらに同年示された「市町村における循環型社会構築に向けた一般廃棄物処理システムの指針」でも“地球温暖化防止のための京都議定書目標達成計画において、廃棄物分野に関係する施策および対策が盛り込まれていることを考慮することが必要である”としています。

以上の状況を鑑みると廃棄物処理において温室効果ガス削減の施策を今後、地方自治体はその廃棄物処理計画に盛り込み、これまでの廃棄物関連行政が大きく変更されることが考えられます。日本衛生材料工業連合会傘下の企業、特に紙おむつ産業にとっては、この動向を掴んでおくことは一般廃棄物処理を考える上で非常に重要であると考え、本年も調査をアンケート方式で実施しました。

「市区町村における廃棄物処理アンケート」調査概要

調査対象：全国の市区・町・村 500 自治体

人口上位から市 250 自治体、町 200 自治体、村 50 自治体を抜粋

調査期間：2009 年 1 月 15 日～2 月 15 日

調査方法：メールによる回答（一部、郵送または FAX による回答あり）

有効回答：市区：155 自治体（回答率 62%）、町：63 自治体（回答率 31.5%）、村：10 自治体（回答率 20%）

廃棄物行政最大の課題は「ごみ量の削減」と「リサイクルの徹底」

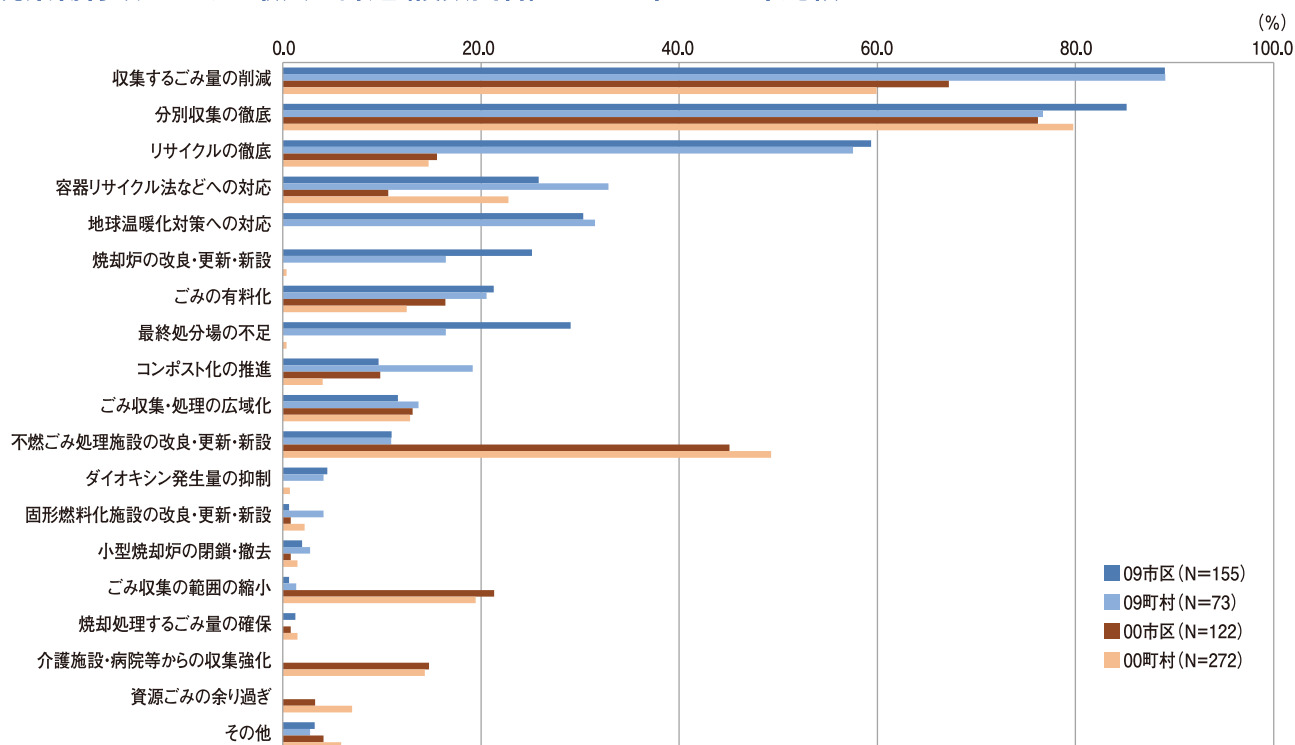
家庭ごみの分別区分のさらなる細分化がすすむ中、2000 年の調査に引き続き、「ごみ量の削減」と「分別収集とリサイクルの徹底」が、廃棄物行政での大きなテーマであることがわかります。特に「リサイクルの徹底」と「容器包装リサイクル法などへの対応」は 2000 年の調査結果と比較して、課題と捉える市区町村が大幅に増加しているのが特徴です。

また、「最終処分場の不足」「焼却施設の改良・更新・新設」など、ごみ処理能力の改善を挙げる自治体も多くなっています。家庭ごみの分別区分のさら

なる細分化がすすむ中、2000 年の調査に引き続き、「ごみ量の削減」と「分別収集とリサイクルの徹底」が、廃棄物行政での大きなテーマであることがわかります。特に「リサイクルの徹底」と「容器包装リサイクル法などへの対応」は 2000 年の調査結果と比較して、課題と捉える市区町村が大幅に増加しているのが特徴です。

また、「最終処分場の不足」「焼却施設の改良・更新・新設」など、ごみ処理能力の改善を挙げる自治体も多くなっています。

廃棄物行政における最大の課題（複数回答）～2000年・2009年比較



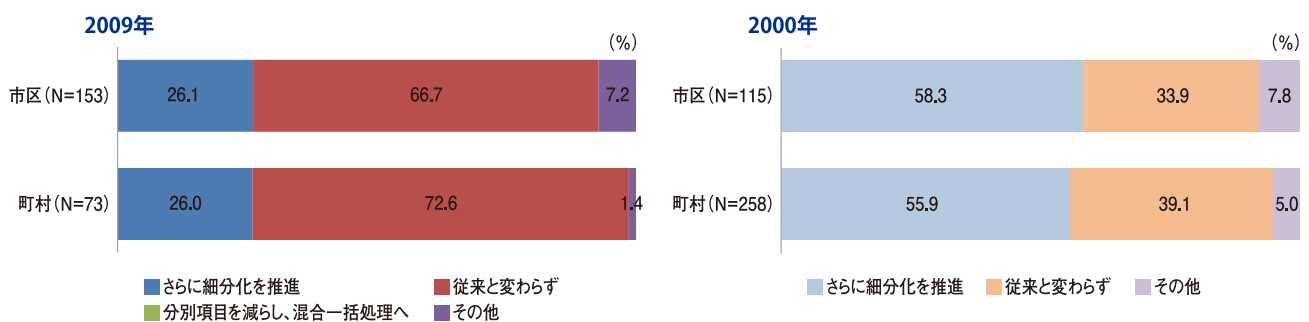
地方自治体における廃棄物行政と環境保全について

■収集区分の推進とリサイクル率の向上

2000年の調査時点では「今後の収集区分」について、市区部、町村部ともに半数以上の自治体が「さらに細分化を進める」と回答していたのに対し、今回の調査で「さらに細分化を進める」は市区部、町村部ともに26%に過ぎず、70%前後が「従来と変わらず」

としています。その中であって、「分別区分や排出マナーの普及啓発や事業系ごみの排出指導の強化」を方針として挙げる自治体もあり、分別に対する住民や企業の意識向上を図っていくことが、今後の課題となりそうです。

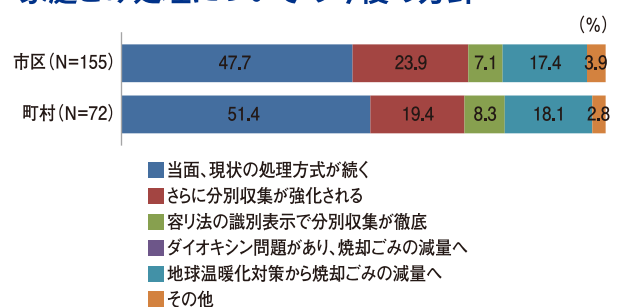
今後の収集区分の方針～2000年・2009年比較



■家庭ごみについての今後の処理方針

次に家庭ごみについて見ていきます。今後の処理方針についてのアンケートでは、「当面、現状の処理方法が続く」と回答した自治体が市区部で48%、町村部で51%であり、「さらに分別収集が強化される」としている自治体を大きく上回っています。また、地球温暖化の観点から「焼却ごみの減量を目指す」との回答も市区・町村ともに20%弱。焼却に関するダイオキシン問題は焼却炉の改善などにより、ほぼ収束したものと考えられます。

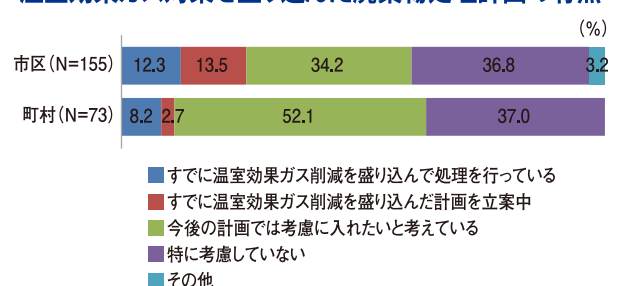
家庭ごみ処理についての今後の方針



■温暖化ガス削減のための廃棄物処理計画

廃棄物処理に際して、「すでに温室効果ガス対策を盛り込んだ処理を行っている」のは、市区部で12%、町村部では8%で、やや開きがあるものの、「今後の計画では考慮に入れたい」と考える自治体を加えると市区部・町村部ともに60%以上が温室効果ガス対策を盛り込んだ廃棄物処理の導入に積極的な考えを持っていることがわかります。

温室効果ガス対策を盛り込んだ廃棄物処理計画の有無

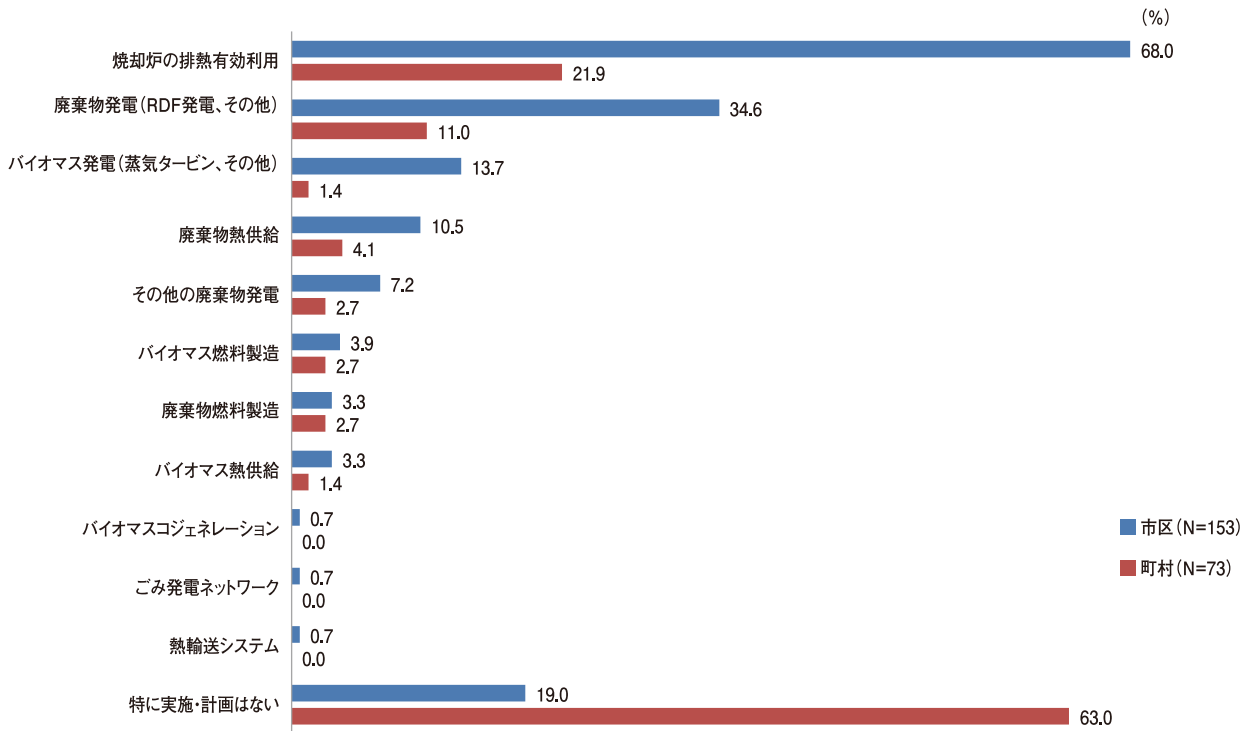


■実施または計画中の温暖化対策

温暖化対策の一環として実施または計画中の処理施設としては、焼却処理施設の排熱有効利用が市区部の68%、町村部では22%でトップとなっています。2

位は廃棄物を燃料として利用する廃棄物発電施設で市区部35%、町村部11%の自治体の実施または計画中です。

実施または計画中の処理施設の温暖化対策（複数回答）

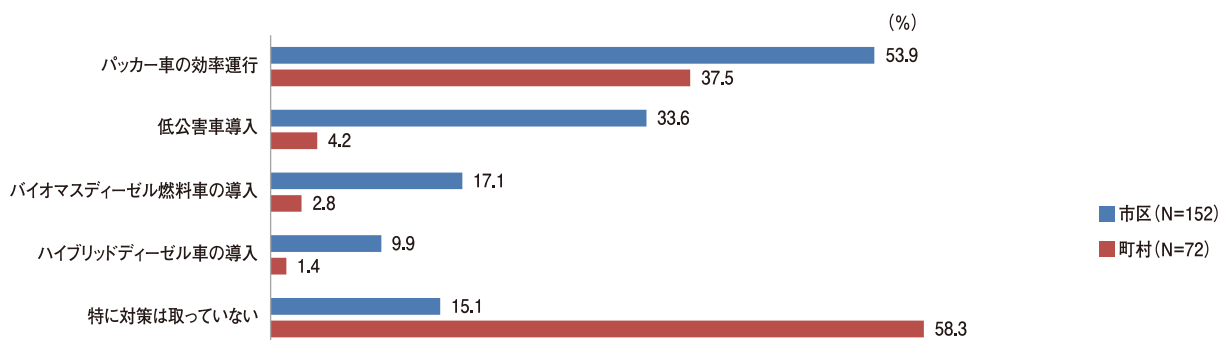


■ごみ収集車のCO2削減対策

市区部ではパッカー車自体の低公害化が進んでいます。「低公害車」「バイオマスディーゼル車」「ハイブリッド車」の導入は町村部よりも市区部での採用が、

それぞれ約6倍から8倍多くなっています。なお、パッカー車の効率運行では市区部が54%、町村部が38%となっています。

実践中のごみ収集車CO2削減対策（複数回答）



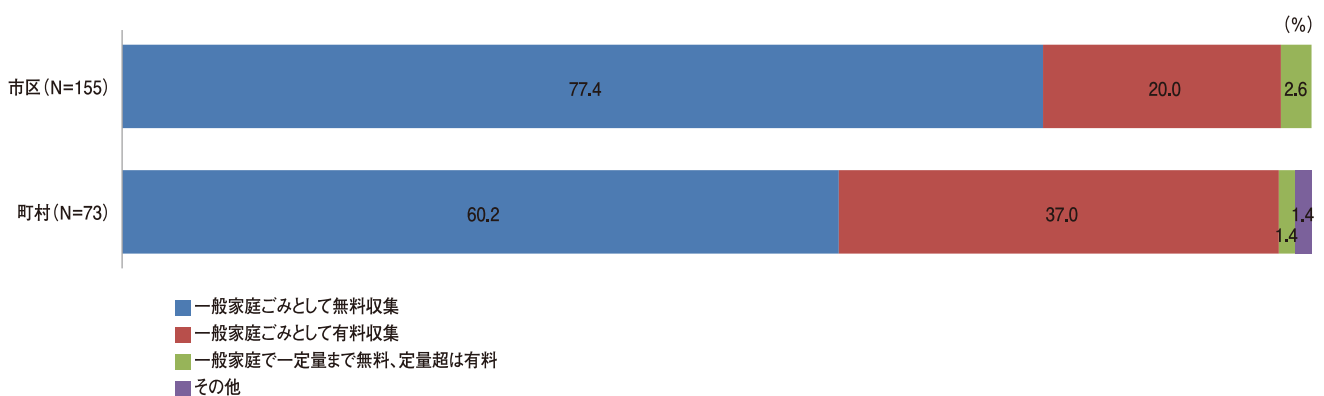
地方自治体から見た廃棄物中の紙おむつ

次に使用済み紙おむつについて見ていきましょう。使用済み紙おむつの排出ルートとしては一般家庭から出されるものと、幼稚園や保育園または老人ホームなどの高齢者施設から出されるものの2つに分けられます。

家庭から排出される使用済み紙おむつについては、

ほとんどの自治体が一般家庭ごみとして収集。「有料収集」を実施している自治体は市区部20%、町村部37%に達していますが、これは紙おむつのみが有料ということではなく、自治体の家庭ごみ収集全般が有料化(有償袋の導入など)されている結果となっています。

家庭から排出される使用済み紙おむつの収集状況

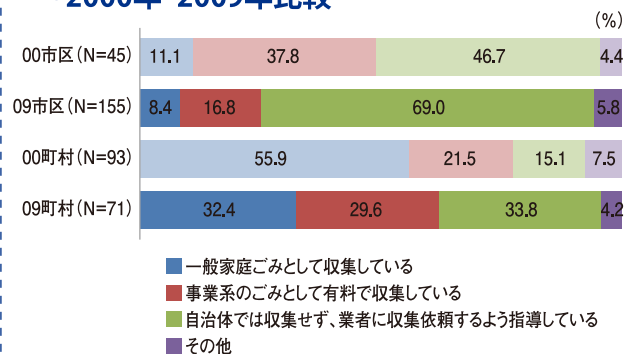


■幼稚園、保育園、託児所などから排出される使用済み紙おむつの収集状況

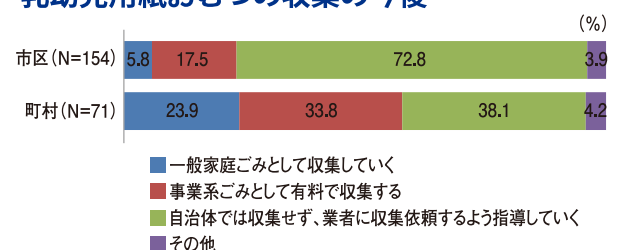
幼稚園、保育園、託児所などから排出される使用済み紙おむつについて、清掃当局はどのような収集処理をしているのでしょうか。2000年の調査によれば、市区部では38%が「事業系ごみとして有料収集」するとしていましたが、2009年調査結果ではその数は16.8%にとどまり、同じく2000年に47%であった「業者収集するよう指導する」が69%に達しています。

さらに今後の収集方針に関するアンケートでは、73%の市区部が業者による有料収集を行うと回答。町村部でも「一般家庭ごみとして無料収集」している自治体が現状の32%から今後は24%に減ることとなり、自治体収集の事業系有料ごみ、または業者収集を行う自治体が大幅に増加すると予想されます。

幼稚園などの施設から排出される乳幼児用紙おむつの収集方法 ~2000年・2009年比較



幼稚園などの施設から排出される乳幼児用紙おむつの収集の今後

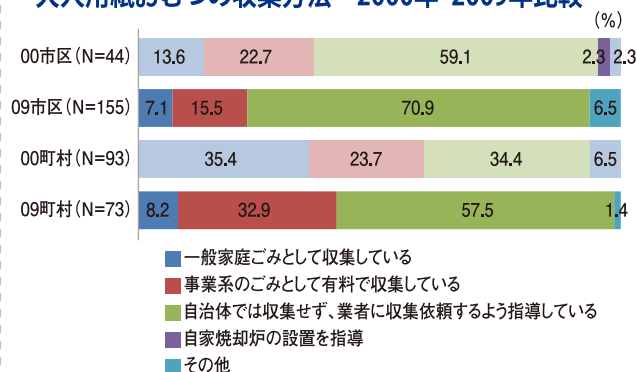


■老人ホーム、介護施設などから排出される使用済み紙おむつの収集状況

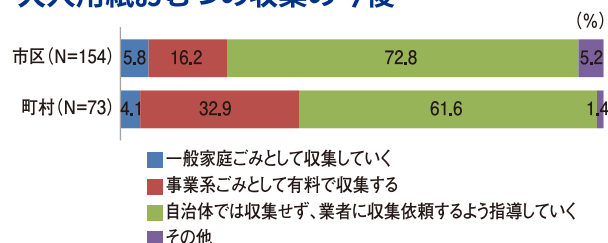
高齢者の介護施設などから排出される使用済み紙おむつの収集について、2000年調査よりさらに大きく有料収集化が進んでいることがわかります。市区部では「一般家庭ごみとして無料収集」が7%に下がり、事業系有料ごみでの収集が16%に伸びています。また「自治体では収集せず業者に収集を依頼する」が71%となり、合わせて87%が有料収集に移行。町村部でも「一般家庭ごみとして無料収集」が2000年方針の36%から8%に激減し、事業系収集と業者収集を合わせた有料収集が90%に達しています。

なお、今後の収集方針では、現状で有料収集が大幅に進んでいることから、「一般家庭ごみとして無料収集」の部分がやや減少するものの、大きな変化はないものと考えられます。

老人ホームなどの施設から排出される大人用紙おむつの収集方法～2000年・2009年比較 (%)



老人ホームなどの施設から排出される大人用紙おむつの収集の今後 (%)



紙おむつに関する地方自治体からの意見・要望

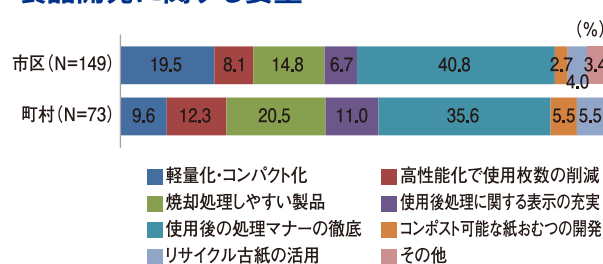
■メーカーに対する意見・要望

紙おむつへの要望で最も大きなものは「使用後の処理マナーの徹底」でした。市区部では「軽量化・コンパクト化」「焼却のしやすさ」が上位を占め、町村部では「焼却のしやすさ」「高性能化で使用枚数の削減」が上位を占め、そのほかにも「業界によるリサイクルシステム構築」や「バイオマス可能な製品の開発」などの声も挙がっています。

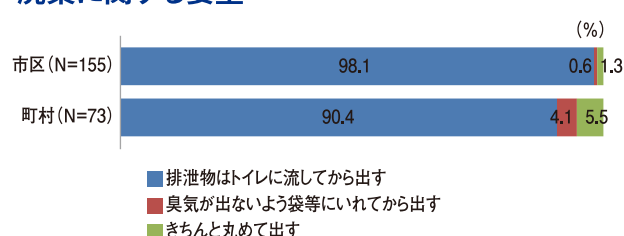
■家庭・施設に対する意見・要望

家庭や施設に対する「捨て方」の要望としては、「排泄物はトイレに流してから出してほしい」との声が圧倒的でした。なお、紙おむつ部会ではパッカー車での収集時に起こりえる破裂・飛散を考え、これまでも使用後の処理についてガイドラインを作成し、製品にわかりやすく表示するほか、日衛連のホームページでも案内するなど、マナー徹底を目指した啓発活動を展開しており、今後も引き続きこれらの活動を進めていきます。

製品開発に関する要望



廃棄に関する要望



紙おむつ・ライナー生産数量(日衛連調べ)

〈単位：トン、千枚〉

			平成19年		平成20年		平成21年							
			年計	前年比%	年計	前年比%	1~3月	前年比%	4~6月	前年比%	7~9月	前年比%		
紙 お む つ	大人用	(パンツタイプ)	テープ型	千枚	404,442	105	393,470	97	107,446	126				
				トン	50,618	103	48,631	96	13,038	123				
			パンツ型	千枚	597,453	105	635,216	106	162,863	113				
				トン	46,357	102	48,833	105	12,524	112				
			合計	千枚	1,001,895	105	1,028,686	103	270,309	118				
		トン		96,975	103	97,464	101	25,562	117					
		フラット型	千枚	297,758	86	273,995	92	65,691	94					
			トン	20,277	85	18,969	94	4,408	94					
		(パッド型／その他)	尿とりパッド	千枚	2,591,174	107	2,648,153	102	701,597	111				
				トン	118,436	112	127,117	107	33,036	110				
	軽失禁パッド ライナー		千枚	651,223	123	739,934	114	195,385	115					
			トン	6,459	116	7,331	114	2,049	125					
	合計		千枚	3,242,397	110	3,388,087	104	896,982	112					
	トン	124,895	113	134,448	108	35,085	111							
	合計	千枚	4,542,050	107	4,690,768	103	1,232,982	112						
		トン	242,147	106	250,881	104	65,055	112						
	乳 幼 児 用	(パンツタイプ)	テープ型	千枚	3,886,690	105	3,913,438	101	866,246	96				
				トン	120,250	103	118,580	99	26,392	96				
			パンツ型	千枚	3,953,571	108	4,028,160	102	1,109,331	117				
				トン	157,715	104	156,867	99	43,518	117				
合計			千枚	7,840,261	106	7,941,598	101	1,975,577	107					
トン	277,965	104	275,447	98	69,910	108								
合計	千枚	12,382,311	107	12,632,366	102	3,208,559	109							
	トン	520,112	105	526,328	105	134,965	110							
ライナー	千枚	47,963	113	60,901	127	6,283	44							
	トン	75	115	120	160	13	43							

※製品分類については、平成10年1月から発表 ※平成17年1~3月分より輸入分を含む

■寝たがりの人のおむつ代は、確定申告すると医療費控除が受けられます■

昭和63年1月からおむつ(寝たがり用)は、医療費控除の対象になっています。控除を受けるためには、1.医師の発行する「おむつ使用証明書」
2.使用者の名前とおむつ代であると明記した「領収書」が必要です。詳しくは病院・医院、または税務署、市区町村役場にお問い合わせください。

ご質問ご意見お問い合わせは下記へ